特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要(案)

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成25年2月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、前文の一部(京都議定書目標達成計画に係る箇所の変更。基本方針前文は資料4-1参照)、及び以下のとおり(物品・役務は資料4-2、公共工事は資料4-3参照)である。

◇紙 類

- 古紙の定義及び古紙パルプ配合率の定義、関連用語の解釈を記載(文具類、オフィス家具等についても同様)
- 総合評価指標において竹パルプを間伐材等パルプとして位置づけ
 - → 古紙の定義等に係る専門委員会の報告参照(資料2参照)

◇OA 機器

- コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機について判断の基準を見直 し(国際エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し)
- プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機について判断の基準を見直し(国際 エネルギースタープログラムの改定に伴う見直し)
- ファクシミリ、スキャナについて判断の基準を見直し(国際エネルギースター プログラムの改定に伴う見直し)
- ディスプレイについて判断の基準を見直し(国際エネルギースタープログラム の改定に伴う見直し)
- 光源ランプに水銀を使用しているプロジェクタについて光源ランプ・製品を回収する仕組みの構築に対して設定した経過措置を終了
 - → 製造事業者等の回収システムの構築状況は参考資料参照

◇家雷製品

- 経過措置を設けている電気冷蔵庫については、次のとおり
 - 定格内容積350 に以下の電気冷蔵庫
 - a. 定格内容積 250 流超 350 流以下の区分については多段階評価 ☆ ☆ ☆ 以上の製品が相当程度供給されたことから、判断の基準を多段階評 価 ☆ ☆ ☆ 以上に強化し、経過措置を延長(定格内容積 350 流超 400

深以下の区分に統合)

- b. 定格内容積 250 以以下の製品については判断の基準を満たす製品が 市場に十分供給されていないことから、定格内容積の区分を変更し て経過措置を延長
- 経過措置を設けている電気便座については、次のとおり
 - 瞬間式のうち、公共施設向けの温水洗浄便座については1年間経過措置 を延長
 - 暖房便座、温水洗浄便座(貯湯式)については判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長

◇温水器等

○ ヒートポンプ式電気給湯器について判断の基準を見直し(省エネ法トップランナー基準の設定に伴う見直し)

◇照 明

- 蛍光灯照明器具のうち家庭用の製品に対し設定した経過措置を終了
- LED 照明に係る測定方法等について JIS 規格の制定に伴う見直し
- 高周波点灯専用形(Hf)ランプについて新たに判断の基準を設定
- 水銀に関する水俣条約を踏まえ、蛍光ランプの水銀封入量に係る判断の基準を 強化(直管 10mg→5mg、電球形 5mg→4mg)

◇自動車等

○ E10 対応車の市場導入等に伴うバイオエタノール混合ガソリン(E10)の供給 体制を踏まえた利用促進を備考に追記

◇設 備

- 節水コマについて試験方法の JIS 準拠及び JIS 規格適合品が判断の基準を満た す旨備考に記載
- 太陽熱利用システムについて判断の基準等の表記の修正

◇公共工事

○ 高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入路盤材、透水性コンクリート及び再生プラスチック製中央分離帯ブロックについて JIS 規格適

合品が判断の基準を満たす旨記載

- 高日射反射率塗料について日射反射率保持率に係る経過措置を1年間延長
- 照明制御システムについて LED 照明器具を対象に追加

◇役 務

- 「会議運営」を特定調達品目として追加
- 自動車専用タイヤ更生(リトレッド)について JIS 規格適合品が判断の基準を 満たす旨備考に記載

2. 特定調達品目の追加・見直し等

特定調達品目の追加・見直し等に係る専門委員会における検討結果(第2回専門委員会までの検討状況については資料5参照)を踏まえ、物品及び役務に係る特定調達品目について、第3回特定調達品目検討会を目途に、品目ごと又は品目の特性の類似した分類ごとに見直し期間の設定を行うとともに、判断の基準等の見直しに当たっての原則的な考え方、当面の制度の運用に当たっての手続等を検討の上、今後の品目の追加・削除、判断の基準等の見直しに活用するための目安(指針)を作成するものとする。